

別表第一	事項	内容
	一 市町村介護保険事業計画の基本理念等	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等を定めること
	二 平成二十六年目標値の設定	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、平成二十六年において、施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者数の合計の割合を、要介護二以上の認定者数の三十七%以下とすることを目標として設定すること、施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数は、要介護二以上の者について見込むこととし、その利用者数全体に対する要介護四及び五の者の割合を七十%以上とすることを目標として設定すること。

一 介護保険事業の趣旨の普及啓発
 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ることが必要である。

二 この指針の見直し
 この指針は、平成十八年度からの第三期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

別表第一	事項	内容
	一 市町村介護保険事業計画の目的及び特色	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念等を定めること。

一 介護保険事業の趣旨の普及啓発
 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ることが必要である。

二 この指針の見直し
 この指針は、平成十五年度からの第二期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

<p>三 市町村介護保険事業計画の作成のための体制</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を定めること。この場合において、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。</p>
<p>四 要介護者等の実態の把握</p>	<p>要介護者等の実態の把握に努めること。また要介護者等の実態に関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村による要介護者等の実態に関する調査の共同実施に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。なお、介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。</p>
<p>五 日常生活圏域の設定</p>	<p>日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。</p>
<p>六 被保険者の現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めること。</p>
<p>七 介護給付等対象サービスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。</p>
<p>二 市町村介護保険事業計画の作成のための体制</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を定めること。この場合において、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。</p>
<p>三 要介護者等の実態に関する調査</p>	<p>要介護者等の実態に関する調査の実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村による要介護者等の実態に関する調査の共同実施に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。なお、介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。</p>
<p>四 被保険者の現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めること。</p>

<p>八 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	<p>課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p> <p>各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。</p>
<p>九 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 各年度における介護給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>参照標準を参考として、各年度における市町村及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数並びに地域密着型サービス及び地域密着型サービス以外の介護給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏域内で地域密着型サービスを利用することができるようにする観点から、地域密着型サービスの見込量を確保する必要があること。</p> <p>② 介護給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p> <p>介護給付に係る介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 各年度における予防給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>各年度における市町村及び日常生活圏域ごとの地域密着型介護予防サービス及び地域密着型</p>
<p>五 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	<p>各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。</p>
<p>六 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p>	<p>参照標準を参考として、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。</p>

	<p>介護予防サービス以外の予防給付に係る介護給付等対象サービスの種類の量の見込みを定め、その考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏内で地域密着型介護予防サービスを利用することができるようにする観点から、地域密着型介護予防サービスの見込量を確保する必要があること。</p> <p>④ 予防給付の効果による要介護認定者数の目標値の設定 要支援又は要介護一から要介護二以上へ移行することを防止する効果として、要支援及び要介護一の者の十％を標準とする目標値を設定し定めること。この場合においては、自然体での要介護認定者の見込数及び予防給付実施後の要介護認定者の見込数を定めること。</p> <p>⑤ 予防給付に係る介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 予防給付に係る介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保及び支援に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。</p>
--	--

<p>七 介護給付等対象サービスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類の量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。 この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p>
-------------------------	---

	<p>十 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等</p>
	<p>① 地域支援事業に要する費用の額 各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額及び介護予防事業に要する費用の額を定めるとともに、その考え方を示すこと。</p> <p>② 地域支援事業の量の見込み 各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すこと。</p> <p>③ 介護予防事業対象者数の見込み 介護予防事業対象者数の見込みを定めるとともに、その考え方を示すこと。</p> <p>④ 介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値の設定 要支援又は要介護一へ移行することを防止する効果として、介護予防事業対象者の二十％を標準とする目標値を設定すること。この場合において、介護予防を実施しない場合の自然体の要介護認定者数及び介護予防事業実施後の要介護認定者数を定めること。</p> <p>⑤ 地域支援事業の見込量の確保のための方策 地域支援事業を行う者の確保に関する計画等</p>
<p>八 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p>	<p>介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。</p>

の事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

⑥ 保健福祉事業に関する事項

保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。

⑦ 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

各年度における介護予防の達成状況を点検及び評価するため、あらかじめ、地域支援事業における介護予防事業の対象者数、地域支援事業における各事業の実施見込量、自然体での要介護度別認定者の見込数、地域支援事業における介護予防事業及び予防給付の実施後における要介護度別認定者の見込数を定めること。

十一 介護給付に係る介護給付等対象サービス

指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、地域包括支援センター

九 介護給付等対象サービス

指定居宅サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

<p>十二 予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>十二 予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>十二 予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>を中心情報提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>十三 市町村特別給付に関する事項</p>	<p>十三 市町村特別給付に関する事項</p>	<p>十三 市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。</p>	<p>市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。</p>
<p>十四 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項</p>	<p>十四 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項</p>	<p>十四 介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。</p>	<p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。</p>
<p>十五 市町村介護保険事業計画の作成の時期</p>	<p>十五 市町村介護保険事業計画の作成の時期</p>	<p>十五 市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十 市町村介護保険事業計画の作成の時期</p>	<p>十 市町村介護保険事業計画の作成の時期</p>	<p>十 市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>九の二 市町村特別給付及び保健福祉事業に関する事項</p>	<p>九の二 市町村特別給付及び保健福祉事業に関する事項</p>	<p>九の二 市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。</p>	<p>市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。</p>

<p>十六 市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十七 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>
<p>十八 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項を定めること。 なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。</p>

<p>別表第二、別表第三 ↓ 別紙</p>	
<p>別表第四</p> <p>事項 一 都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等</p>	<p>内容 都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等を定めること</p>
<p>二 平成二十六年年度目標値の設定</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、平成二十六年年度において、介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、及び指定介護療養型医療施設をいう。）及び地域密着型介護老人福祉施設に係る個室ユニットケア型施設の定員数の割合が五十%以上（指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設</p>	

<p>別表第二 ↓ 別紙</p>	
<p>別表第三</p> <p>事項 一 都道府県介護保険事業支援計画の目的及び特色</p>	<p>内容 都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念等を定めること。</p>
<p>十一 市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十二 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況を点検する方法等を定めること。</p>
<p>十三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項を定めること。 なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。</p>

	<p>三 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制</p>	<p>四 老人保健福祉圏域の設定</p>	<p>五 被保険者の現状</p>	<p>六 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	<p>七 介護給付等対象サービスの現状</p>
<p>設については、合わせて七十%以上)とする(とを目標として設定すること。</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。</p>	<p>老人保健福祉圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスの提供するための施設の定員の数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等</p>
	<p>二 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制</p>	<p>三 圏域の設定</p>	<p>四 被保険者の現状</p>	<p>五 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	
<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。</p>	<p>圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。</p>		